

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第8期計画期間 第4回会議）議事録

日時：令和4年3月24日（木）10:00

オンライン開催（事務局：健康福祉局第2会議室）

<出席者>

【委員】

折腹実己子委員、黒島武志委員、小坂浩之委員、佐藤善昭委員、矢吹知之委員長、
以上5名、五十音順

【仙台市職員】

米内山保険高齢部長、北村介護保険課長、山崎介護事業支援課長、零石介護事業支援課指
定係長、磯田施設指導係長、稲辺居宅サービス指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(5)及び議事(1)～(2)について非公開 → 異議なし

2. 報告

- (1) 小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護事業(建設費補助あり)の事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 指定地域密着型サービス事業の廃止について(資料3)
- (4) 指定地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料4)
- (5) 施設の整備状況について(資料5)(参考資料5)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について、質問や意見はあるか。

折腹委員：質問が2点ある。1点目は、資料3の事業所の廃止について、認知症対応型通所介護の廃止理由が人員不足によるものとあるが、職員の不足ということか。2点目は、資料5の施設の整備状況について、今年度は第8期計画の1年目であったが、計画初年度として、整備状況や今後の見通しについてどのように考えているか。

雫石係長：1点目の廃止の理由については、職員の不足ということだ。利用者の減少がある中で、法人内の事業所間で職員の配置を調整していたが、難しい状況になったため、最終的な判断として廃止に至ったということだ。

折腹委員：様々な事業所を運営している大きな法人であり、そのような法人において職員のやりくりが難しいというのは大変な状況であったと思われる。これまでもそういった状況が続いており、廃止となったのか。

雫石係長：ご指摘の通り、大きな法人が運営する事業所であるため、経過を確認していたところであるが、利用者の減少が続く中、人員配置等について、採算の面も含めて様々検討を行った上で、最終的に廃止に至ったということだ。

山崎課長：施設の整備状況については、公募を行っているものについては順調に応募があり、選定を行っているところである。

矢吹委員長：資料4の指定事項変更について、所在地の変更に伴う事業所名称の変更ということであるが、移転の理由はどのようなものであったか。

雫石係長：事業所の建物に耐震上の問題があるため継続使用できなくなり、移転先を探していたが、今回適切な場所が見つかったため移転したということだ。

矢吹委員長：今回のように、耐震性について不安を抱えていたり、津波等の災害が予想される地域に立地しようとしている事業所もあると思うが、そのような危険性について、指定前の段階であらかじめ調査を行うことはあるのか。

雫石係長：特別養護老人ホームやグループホーム等の公募の際には、あらかじめハザードマップや関係部署への確認を行い、建築規制がないか等を確認した上で応募いただいている。また、公募ではない場合にも、明らかに災害の危険性があるエリアに立地しているといった事業所については、申請時や指定前のヒアリングの際に事業者側に確認を行っているところである。

矢吹委員長：特に仙台や東北については災害が多い地域であることから、安全に生活ができる環境づくりを指定の段階から慎重に行うことができればと思う。

3. 議事

(1) 指定地域密着型サービス事業者の指定について（資料6）（参考資料6）

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

小坂委員：参考資料6-6、6-7の地域密着型通所介護事業所について、人員基準は満たしているようだが、昨今の感染症の問題がある中で、スタッフが出勤できないという事態が発生した場合には、フォロー体制はどのようになっているのか。

山崎課長：感染が発生した場合には保健所の指示に従い、感染防止対策や事業所の一時営業停止により感染拡大防止を行うといった対応をすることになる。事前の指導と

しては、感染拡大防止のための留意点について周知を図っているほか、保健所の指導や当課との連携により対策を行っているところである。

折腹委員：参考資料 6-3 の認知症対応型共同生活介護事業所について、主な掲示事項に管理費や水道光熱費の記載があるが、他の事業所においても同じような項目の費用負担を求めているのか。

雫石係長：利用料金の設定については事業所により異なるが、定額で定めているところもあれば、実費で徴収しているところもある。

矢吹委員長：事業所の名称については、何か制約のようなものはあるのか。事業所名の付け方によっては、何のサービスか分かりづらいことがある。

雫石係長：事業所名称については特段の規制はない。これまで申請があった際に名称が不適切ということで差戻したという事例はない。

矢吹委員長：これまで、様々な事業所名があると感じてきたところだが、仮に明らかに不適切なものであれば指導を行う必要があると思われる。

折腹委員：定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、参考資料 6-1 に新規事業所の記載があるが、市内で事業を行っている事業所は他にあるか。

雫石係長：今回の事業所を指定すると市内に約 10 事業所となる。サービス提供エリアについては今回の指定をもって全エリアがカバーされることになる。

折腹委員：サービス提供エリアが広範囲にわたるため、大変な事業であると思うが、特に夜間の対応がしっかりと行われるようにしてほしい。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業者を指定してよろしいか。

⇒異議なし。

(2) 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について (資料 7) (参考資料 7)

事務局より説明

矢吹委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

折腹委員：今回、認知症対応型共同生活介護で身体的虐待により過去に処分を受けた事業所があるということだが、虐待を行った職員はその後も継続して勤務しているのか。事業所において、具体的に改善が確認されていることから更新を行うのだと思うが、他の事業所の改善指示事項においても、研修の未実施による指摘が見られる。事業所においては、継続的に研修が行われる必要がある中で、研修時間や質の確保が難しい状況にあると思う。適切に研修が行われない場合、他事業所でも同様の事例が発生する懸念があると思われる。研修の実施について、市や他の機関からの支援の状況についてもご教示願いたい。

雫石係長：虐待を行った職員や管理者は退職している。厚労省の統計の中で虐待の原因として大きく取り上げられているのは、個人の資質の問題というよりは、研修や教育

の機会の確保といった組織的な体制に問題があるという原因分析が行われている。実地指導の際には、形式的な確認だけではなく、研修の議事録も確認し、実のある内容になっているか、必要に応じて指導・助言を行っている。また、全事業所へのフィードバックとして、例年6月頃に集団指導として、前年度の集団指導の状況や、国の動向も踏まえながら虐待についても取り上げ、基本的な知識の周知や、資料の掲載を行っているところである。

折腹委員：職員の退職等で入れ替わりがあった際に、高齢者と接する経験が浅い職員に対する適切な指導や教育、具体的なケアのOJTが非常に大切であると思う。同様の事案の発生がないよう、事業所の職員の方には自らのケアの質を見極めていただけるような環境づくりをしていただきたいと思う。

矢吹委員長：虐待等の発生は職場風土の問題であるため、経営者が虐待や身体拘束は行わないと宣言しない限り、管理者レベルでは法人の風土が変わりきらず、同様の事例が繰り返されてしまうという問題がある。やはり、実地指導では管理者への指導のみとなっているのか。

雫石係長：通常の実地指導では管理者への指導が多いが、法人によってはエリア内の事業所を統括している法人スタッフが同席することもあり、その場合には指導対象の事業所だけではなく、法人内の他事業所についても同様のご対応をいただきたい旨説明しているところである。

矢吹委員長：過去の改善指示事項を見ると、積み重なった場合に虐待の事案につながってしまうのではないかという指摘事項も見られるので、市の指導により、事案の発生防止につながっていると思われる。集団指導においても、虐待についての指導を行っているということによろしいか。

雫石係長：虐待についての指導も、資料の掲載等により行っているところである。

矢吹委員長：他に意見がなければ、資料にある事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

矢吹委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

折腹委員：コロナの感染状況がなかなか収束しないところであるが、グループホームなどの事業所内での感染状況がなかなか見えづらいため、把握している情報についてご教示いただきたい。また、事業所職員も大変な状況に置かれ、感染防止対策に大変気を遣っていると思うが、面会の規制等がある中での感染対策等についてもご教示いただきたい。

山崎課長：グループホームに限らず、第6波では1月～2月にかけて施設での感染が多く、有料老人ホームやグループホームでクラスターの発生もあった。感染者の発生の際

には報告をいただいております、保健所とも連携をとり、ゾーニングや必要があれば医師の派遣、迅速な入院等の働きかけを行っている。

折腹委員：職員の感染状況についてはいかがか。

山崎課長：第6波では職員からの感染も多く発生し、職員の家庭内で感染したケースも多かったが、必ずしもそこから施設でのクラスターにつながっているということではなく、ワクチン接種やマスクや手洗い等といった基本的な感染対策の実施が関わっているように感じられる。

佐藤委員：今回指定を行う事業所については、基準上必要な人員を満たしているようだが、事業所の職員から話を聞いたり、スタッフ募集のチラシを目にすることがあるため、事業所において職員が不足している状況を感じている。また、コロナだけでなくインフルエンザの発生も懸念される中、コロナは現在自宅療養での対応が多くなっており、不安もある。市にもそういった相談はあるのか。

山崎課長：介護職員の不足は大きなテーマの一つであると感じている。宮城県などの関係機関や、事業所の団体と連携し、介護助手の確保といった取り組みを行っている。また、コロナやインフルエンザについてであるが、自宅療養の相談等は保健所に問い合わせがあると存じている。感染者の数なども関係しているため、コールセンター等を通じて丁寧に対応していると認識している。

矢吹委員長：人材の確保については大きな課題であり、随時情報提供いただきたいと思う。

黒島委員：虐待に関連し、実地指導での改善指示事項において、身体拘束についての項目もいくつか見られた。先ほど、不適切なケアの積み重ねが虐待の事案につながるという話もあったが、委員会や研修については、事業所内の同じメンバーでの実施では形骸化してしまう恐れがあるため、外部の人が入ることも大事ではないかと思う。

山崎課長：集団指導や実地指導においても、虐待防止について重点的に確認や周知を行っているところではある。コロナの影響により実地指導の実施が難しい状況もあり、集団指導の際には、指導内容が事業所内で浸透しているのかについて、確認を求めるといった取り組みも行った。職員一人一人に浸透するための良い取り組みがあれば、今後も取り入れていきたいと考えている。

矢吹委員長：コロナは密室を作ってしまうことがあり、地域や第三者の目が届きにくいという深刻な状況であり、虐待が起きやすい状況を作ってしまう。オンラインも含めた新たな取り組みがあれば、今後も周知していく。

矢吹委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会